

職員等に対する罰則

職員等に対して、個人情報を漏えいさせた場合などに罰則が科されます。

対象者	対象個人情報	対象行為	量刑
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関の職員若しくは職員であった者 ・実施機関から委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者等 ・実施機関において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者 	<p>個人の秘密に属する事項が記録された一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）</p>	<p>正当な理由がないのに提供したとき</p>	<p>二年以下の懲役又は百万円以下の罰金</p>
<p>同上</p>	<p>その業務に関して知り得た保有個人情報</p>	<p>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき</p>	<p>一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</p>
<p>実施機関の職員</p>	<p>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録</p>	<p>その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したとき</p>	<p>一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</p>